

# ○公共建築課建設工事一般競争入札参加資格要件 特例基準施行要領

平成23年4月1日（施行）

## （目的）

- 1 この要領は、岐阜県一般競争入札発注基準（以下「県発注基準」という。）に基づく、公共建築課所管の建設工事の一般競争入札参加資格要件に関する特例基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

## （参加要件基準）

- 2 県発注基準第3の規定に基づき、資格要件を次のとおり別に定める。
  - （1）建築一式工事について、別表1の範囲内で資格要件を定めることができる。
  - （2）原則として、別表2の圏域内に本店があることを地域要件とする。ただし、圏域内のみでは参加可能な業者数が不足する場合は、隣接する圏域内も含めて地域要件とすることができる。
- 3 その他、この要領の規定によりがたい場合は、小部会の審議に付するものとする。

## 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成26年5月16日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表 1

### 建築工事

工事費区分	入札方式	J V等	組合せ	総合点数（注1）	対象工事に対する施工実績	地域要件	配置技術者の施工実績
1億円未満	条件付き 一般競争	単体	A	790点以上	・新築、増築の場合、同種（注1） 工事で延べ面積が2.5割程度以上 ・改修等（注2）の場合、施工実績 （注3、注4）の工事費が5割程 度以上	・圏域（別表2）内に 本店を有すること	・新築、増築の場合、同種（注1） 工事で延べ面積が2.5割程度以上 ・改修等（注2）の場合、施工実績 （注3、注4）の工事費が5割程 度以上
5000万円以上			[A+B]	[720点以上]			
5000万円未満	一般競争	単体	B	789点以下720点以上	・改修等（注2）の場合、施工実績 （注3、注4）の工事費が5割程 度以上	・圏域（別表2）内に 本店を有すること	・新築、増築の場合、同種（注1） 工事で延べ面積が2.5割程度以上 ・改修等（注2）の場合、施工実績 （注3、注4）の工事費が5割程 度以上
2500万円以上			[B+C]	[789点以下]			

[ ]：特例により発注可能

（注1）：同 種：構造、規模が対象工事と同程度のもの。

（注2）：改修等：新築、増築以外の全ての建築工事。

（注3）：施工実績：建築に関するもの

（注4）：J Vの施行実績は、出資比率20%以上の構成員としての実績に限る。

## 別表 2

圏 域	市 郡 名
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、 羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、 可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

